

CR 2017 V2 20-SEP-17		CR 2022 as approved by GA	
A.9.2	大会では 大会で要求されるクラス規則のどんな解釈も RRS 付則 N に従って構成されるインターナショナル ジュリーによりなされる。この場合、インターナショナル ジュリーは大会計測委員長と協議しなければならない。この解釈は、大会期間中のみ有効であり、主催者は、大会終了後速やかにその解釈の内容を WS 及び ICA に報告しなければならない。	A.9.2	大会では 大会で要求されるクラス規則のどんな解釈も 大会計測委員長と協議の上、ICA 専門委員会により なされる。この解釈は、大会期間中のみ有効であり、ICA は大会終了後速やかにその解釈の内容を WS に報告しなければならない。
A.10.2	ICA の財務部は、クラス納付金を受領後、その艇に割充てられたセール番号の ICA プラークをライセンス取得ビルダーに送付すること。	A.10.2	ICA はクラス納付金を受領後、その艇に割充てられたセール番号の ICA プラークをライセンス取得ビルダーに送付すること。
A.11.1	過去に証明、証明のための計測を受けていない艇体は、オフィシャル・メジャラーによって公式書類に適合すべき項目がすべて計測され、完了した時には IMF (420 国際計測用紙) に詳細が記入されてビルダーによりオーナーに供給されるものとする。	A.11.1	過去に証明、証明のために規制を受けていない艇体は、オフィシャル・メジャラーによって公式書類に適合すべき項目がすべて計測され、完了した時には IMF (420 国際計測用紙) に詳細が記入されてビルダーによりオーナーに供給されるものとする。
A.11.2	証明のための計測は、MNA 及び ICA により任命されたオフィシャル・メジャラーによってのみ行われるものとする。オフィシャル・メジャラーは、クラス規則により許されている項目を除き、本人が一部でも所有、設計、建造した艇、利害関係や既得権益を持つ艇の計測を行ってはならない。	A.11.2	証明のための規制は、MNA 及び ICA により任命されたオフィシャル・メジャラーによってのみ行われるものとする。オフィシャル・メジャラーは、クラス規則により許されている項目を除き、本人が一部でも所有、設計、建造した艇、利害関係や既得権益を持つ艇の計測を行ってはならない。
B.4	D.1.5.に規定された ICA プラークは 艇体に取り付けられていること。紛失の場合は WS 発行の代替プラークが必要となる。	B.4	D.1.5.に規定された ICA プラークは 艇体に取り付けられていること。紛失の場合は 代替プラークを WS より取得しなければならない。
PART II	要件と制限 乗員と艇はレース中、第 II 章の規則に従っていなければならない。 装備が検査を受けた瞬間にコンプライアンスが有効になることをレース公示で規定することができる。 C 節の規則との適合を検査する計測は、装備の証明の為の計測の一部ではない。計測は本章で変更された物以外は現行の ERS に従って行われなければならない。	PART II	要件と制限 乗員と艇はレース中 及び、規則が規定された場合 第 II 章の規則に従っていなければならない。 装備が 大会で 検査を受けた瞬間にコンプライアンスが有効になることをレース公示で規定することができる。 C 節の規則との適合を検査する計測は、装備の証明の為の 規制 の一部ではない。計測は本章で変更された物以外は現行の ERS に従って行われなければならない。
C.1.1.2	RRS49.1 の変更について ：乗員は体を艇の外に乗り出すためにトラップピースやハイキングストラップその下に着るハイキング補助着以外の器具を身に着けてはならない。	C.1.1.2	乗員は体を艇の外に乗り出すためにトラップピースやハイキングストラップその下に着るハイキング補助着以外の器具を身に着けてはならない。 上記が RRS49.1 の変更点である。

CR 2017 V2 20-SEP-17		CR 2022 as approved by GA	
C.1.1.4	トラピーズハーネス及び膝より下（靴を含む）に着用する個人装備の総重量は 9kg を超えてはならない。これはRRS43.1(b)を変更している。	C.1.1.4 (オレンジ)	トラピーズハーネス及び膝下（履物類を含む）に着用する衣類を除き個人装備の総重量は 9kg を超えてはならない。トラピーズハーネスをバラストで盛ってはならず、最大重量は3kgとする。上記はRRS50.1(b)の変更点。
C.3.1	義務 レース中各乗員は少なくとも ISO 12402-5 (Level 50)、USCG Type III、AS 4758 Level 50、または同等な浮揚基準の個人用浮揚用具を着用すること。膨張式のライフジャケットは認められない。	C.3.1	義務 海上では各乗員は少なくとも ISO 12402-5 (Level 50)、USCG Type III、AS 4758 Level 50、または同等な浮揚基準の個人用浮揚用具を着用すること。膨張式のライフジャケットは認められない。
C.3.2.1	RRS 49.1 の変更として、1つのトラピーズを使用してもよい。しかし1名の乗員のみがトラピーズハーネスを使用すること。トラピーズハーネスにはバラストを詰めてはならず、浮くこととし、重量は 4 kg までとする（重量とは RRS 付則 H で要求されている内容で決定される）。突発の動きや、動作中以外トラピーズを使用するクルーは常に艇体に接していなくてはならない。	C.3.2.1	1つのトラピーズを使用してもよい。しかし1名の乗員のみがトラピーズハーネスを使用すること。突発の動きや、動作中以外トラピーズを使用するクルーは常に艇体に接していなくてはならない。
C.5.1.a.1	1 個のあか汲み または バケツ および(または) スポンジ	C.5.1.a.1	あか汲み、バケツ、スポンジ
C.5.1.a.2	1 個のブラケットに装着されたコンパス。コンパスはサイドタンクやデッキにはめ込まないこと。装着ブラケットはマストに付けられるか、マストゲートを閉じるために使用してもよい。電子式ならば、方向指示、方向指示記憶とストップウォッチ機能、だけのコンパスが許される。電子式または機械式計時の器機は、着脱可能であること。NORまたは帆走指示書に追加で（トラッキングやカメラなど）電子機器の搭載を要求もしくは許可できる。	C.5.1.a.2	1 個のブラケットに装着されたコンパス。コンパスはサイドタンクやデッキにはめ込まないこと。装着ブラケットはマストに付けられるか、マストゲートを閉じるために使用してもよい。電子式ならば、方向指示、方向指示記憶とストップウォッチ機能、だけのコンパスが許される。電子式または機械式計時の器機は、着脱可能であること。NORまたは帆走指示書に追加で（トラッキング装置やカメラなど）電子機器の搭載を要求もしくは許可できる。
C.5.2.b.1	艇には、長さ8m以上で直径8mm 以上の 浮く曳航ロープがマストにしっかり取り付けられ、レスキュー艇から艇首で（艇が転覆していても）掴むことができるものであること。	C.5.2.b.1	艇は、長さ8m以上で直径8mm 以上の 浮く曳航ロープがマストにしっかり取り付けられ、いずれか一つのスピンバックの中に収納された状態であること。

CR 2017 V2 20-SEP-17		CR 2022 as approved by GA	
C.6.1	<p>重量 セーリング用に完全艤装された艇は 乾燥状態で、セール、曳航ロープ、個人や携帯装備を除き重量 100 kg以上であること。ブラケットに取り付けられたコンパスがあれば、艇重量に含まれる。D6 に定められた内容で補正おもりの重量は 2 kgを超えてはならない。</p>	C.6.1	<p>重量 艇は重量 100 kg以上であること。ブラケットに取り付けられたコンパスがあれば、艇重量に含まれる。D6 に定められた内容で補正おもりの重量は 2 kgを超えてはならない。</p>
C.7.1.1	<p>有資格のビルダーが供給したハルシェル、デッキ、バルクヘッド、センターボードケース及びコクピット床はこのクラス規則で認められたもの以外はいかなる手法においても改装してはならない。</p>	C.7.1.1	<p>有資格のビルダーが供給したハルシェル、デッキ、バルクヘッド、センターボードケース及びコクピット床はこのクラス規則で認められたもの以外はいかなる手法においても改良してはならない。</p>
C.7.1.2	<p>小さな修理、塗装、研磨、艶出しのような定期的なメンテナンスは再計測、再証明なしで認められる。</p>	C.7.1.2	<p>定期的なメンテナンスは再計測、再証明なしで認められる。</p>
C.7.1.3	<p>7.1.2で供述された以外の方法で艇の型が改修される場合は、艇の外観が修理前と同じであること及び剛性が極端に増していないこと、あるいはその改修によって何か有利に働いていないことを公式計測員が証明しなければならない。公式の計測員はまたその改修明細を証明書に記述すること。</p>	C.7.1.3	<p>7.1.2で供述された以外の方法で艇の型が改修される場合は、艇の外観が修理前と同じであること及び剛性が極端に増していないこと、あるいはその改修によって何か有利に働いていないことを公式計測員が証明しなければならない。公式の計測員はまたその改修明細を証明書に記述すること。</p>
C.8.4	<p>小さな修理、塗装、研磨、艶出しのような定期的なメンテナンスは認められる。</p>	C.8.4	<p>定期的なメンテナンスは認められる。</p>
C.9.1	<p>制限 紛失または修理を超える損傷があった場合を除き、大会期間中は1本のマスト、ブームとスピネーカー・ポールのみを使用すること。テクニカル委員会、もしくは不在の場合はレース委員会に承認された場合にのみ このような交換をしてもよい。</p>	C.9.1	<p>制限 紛失または修理を超える損傷があった場合を除き、大会期間中は1本のマスト、ブームとスピネーカー・ポールのみを使用すること。大会のテクニカル委員会、もしくは不在の場合はレース委員会に承認された場合にのみ このような交換をしてもよい。</p>
C.9.3.1	<p>小さな修理、塗装、研磨、艶出しのような定期的なメンテナンスは認められる。</p>	C.9.3.1	<p>定期的なメンテナンスは認められる。</p>
C.10.1.1	<p>縫う、繕う、接ぎを当てるような日常の整備は再証明なしに認められる。変更があったセールは再証明を受けるものとし、オフィシャル・メジャーは 証明の管理の新たな日付とともに セールに新たな証明マークを記すこと。</p>	C.10.1.1	<p>縫う、繕う、接ぎを当てるような日常の整備は再証明なしに認められる。改修のあったセールは再証明を受けるものとし、オフィシャル・メジャーは 証明の管理の新たな日付とともに セールに新たな証明マークを記すこと。</p>

CR 2017 V2 20-SEP-17		CR 2022 as approved by GA	
C.10.3.1.(c)	女子のみの大会に用いるメインセールにはトップバテンポケットの上で両面に赤色の菱形(対角線の長さ 最小 250mm)を付けなければならない。位置はトップバテンとメインセールヘッドで形成される三角形のほぼ中央であればよい。菱形は他の大会でレースするためにそのまま保持してもよい。	C.10.3.1.(c)	女子のみの大会に用いるメインセールにはトップバテンポケットの上で両面に赤色の菱形(対角線の長さ 最小240mm、最大で260mm)を付けなければならない。位置はトップバテンとメインセールヘッドで形成される三角形のほぼ中央であればよい。菱形は他の大会でレースするためにそのまま保持してもよい。
C.10.3.1.(d)	G.3.1によるクラス徽章は少なくともクルーのうち一人が 世界チャンピオン の場合同じ寸法の金色バージョンに変更してもよい。	C.10.3.1.(d)	G.3.1によるクラス徽章は少なくともクルーのうち一人が 420クラス世界チャンピオン の場合、同じ寸法の金色バージョンに変更してもよい。
C.10.3.1.(e)	番号及び文字は赤色とし、幅は最小 200mm(番号1と文字Iを除く)太さは最小 45mm、高さは最小 300mmであること。 文字と数字に関する他の寸法と表示は RRS 付則 G.1.2(B)に明記されている通りとする。	C.10.3.1.(f)	番号及び文字は赤色とし、幅は最小 200mm(番号1と文字Iを除く)太さは最小 45mm、高さは最小 300mmであること。 文字と数字に関する他の寸法と表示は RRS 付則 G.1.2(B)に明記されている通りとする。
C.10.3.1.(e)	すべての番号、文字、420 エンブレムは 塗料 その他、の耐久性のある材料であること。	C.10.3.1.(g)	すべての番号、文字、420 エンブレムは 塗料 その他、の耐久性のある材料であること。
C.10.5.1	識別 識別は以下に言及されるところを除き RRS を遵守すること： RRS 付則 G 1.3 (d) の変更として、 国を示す文字は任意である 。国を示す文字を位置する場合は、セール番号と同じ線上でもよい。文字と番号の色は任意であるが、すべて同じ色で、完全塗装され、位置するところのパネルの色と対照的であり、文字及び番号の幅は 最小 200mm(番号1と文字Iを除く)太さは 最小45mm 高さは最小 300mm であること。文字と番号に関する他の寸法と表示は RRS に明記されている通りとする。すべての番号と文字は 塗料 その他、の耐久性のある材料であること。番号と文字が両側であれば、重ならず 上下に最低 60mm 離して表示すること。	C.10.5.1	識別 識別は以下に言及されるところを除き RRS を遵守すること： RRS 付則 G 1.3 (c) の変更として、 世界選手権と大陸もしくは他のICA主催の大会では国を示す文字は任意である。国際大会においては国を示す文字と数字は任意である 。国を示す文字を位置する場合は、セール番号と同じ線上でもよい。文字と番号の色は任意であるが、すべて同じ色で、完全塗装され、位置するところのパネルの色と対照的であり、文字及び番号の幅は 最小 200mm(番号1と文字Iを除く)太さは 最小45mm 高さは最小300mm であること。文字と番号に関する他の寸法と表示は RRS に明記されている通りとする。すべての番号と文字は 塗料 その他、の耐久性のある材料であること。番号と文字が両側であれば、重ならず 上下に最低 60mm 離して表示すること。

CR 2017 V2 20-SEP-17		CR 2022 as approved by GA	
D.2.1	国際 420 の艇体はライセンスビルダーにより成型され組立てられるものとする。ライセンスの申請は WS へ行う、WS はビルダーの建造所がある国のMNA とICA に相談しなければならない。艇体は永久的に組立てられた 1 隻の艇として供給されること。 リグ、セール、艇体アベンデージ、艀装品はどのメーカーでも良い。	D.2.1	国際 420 の艇体はライセンスビルダーにより成型され組立てられるものとする。ライセンスの申請は WS へ行う、WS はビルダーの建造所がある国のMNA とICA に相談しなければならない。艇体は永久的に組立てられた 1 隻の艇として供給されること。 艀装品はどのメーカーでも良い。
D.3.2	建造に使用される材料は建造仕様図(Drawing N° 5)により指定される。	D.3.2	建造に使用される材料は建造仕様図(Drawing N° 5)により指定される。 全ての艇はいかなるビルダーにおいても同じ仕様をWSへ提出すること。また、いかなる改良も実装前にWSに是認されていること。
D.3.3	艇の縦横方向にほぼ均等な浮力が得られるように、に 0.05 m ³ 以上の明白な浮力体を両サイドタンクにそれぞれしっかりと取り付けなければならない。浮力体は独立発泡の発泡体か、代わりに各 2 ℓ 以上の空気容器でなければならない。 それらは補強として使用してはならない。	D.3.3	艇の縦横方向にほぼ均等な浮力が得られるように、に 0.05 m ³ 以上の明白な浮力体を両サイドタンクにそれぞれしっかりと取り付けなければならない。浮力体は独立発泡の発泡体か、代わりに各 2 ℓ 以上の空気容器でなければならない。 それらはハルの補強として使用してはならない。
D.4.1.1	艇体の基点 (HDP) はトランサムの外側表面と艇体表面の下側との 艇体中心平面上の交点とし、両者とも必要により延長する。後部計測点 (AMP)は HDP の基線上への投影(点)である。	D.4.1.1	艇体の基点 (HDP) はトランサムの外側表面と艇体表面の下側との 艇体中心平面上の交点とし、両者とも必要により延長する。後部計測点 (AMP)は HDP の基線上への投影(点)である。
D.4.1.4		D.4.1.4	文言「断面」の改行ズレ修正
D.4.1.11	艇 は全て建造仕様図面 (Drawing No5) に明記されたすべての寸法に適合すること。	D.4.1.11	ハル は全て建造仕様図面 (Drawing No5) に明記されたすべての寸法に適合すること。
D.4.2.1.(i)	合計 80c m ² 以下の面積があるトランサムの 少なくとも 1 個の排水孔または窓。トランサムにある排水孔または窓を閉じるための蝶番の付いたカバーまたはその他の装置。これらのカバーや装置はラダーを妨げないこと。	D.4.2.1.(i)	合計 80c m ² 以下の面積があるトランサムの 最低限 1 個の排水孔または窓。トランサムにある排水孔または窓を閉じるための蝶番の付いたカバーまたはその他の装置。これらのカバーや装置はラダーを妨げないこと。
D.4.2.2.(a)	メインセール、ジブおよびスピネーカーシート	D.4.2.2.(a)	ナンバリング再編成
D.4.2.2.(b)	メインシートの 4 個のシングル シープ ブロックのうち、1 個は ラchette・ブロックでもよい。メインシートはプライダルにつなぐブロックに取り付けること。2 個のブロックが、ブームに直接付けられること。4 番目のブロックはセンターボードケースの頂部のあるいはキールソンの後方部分に、装着固定されること。得られる倍率は 4 : 1 とする。	D.4.2.2.(a)	1 個のブロックがメインシートのためにセンターボードケースの頂部あるいはキールソンの後方部分に、装着固定されること。(F.6.2.a.5も参照のこと)

CR 2017 V2 20-SEP-17		CR 2022 as approved by GA	
D.4.2.2.(c)	(...)その他の いくつかの調整システムも禁止される。		RENUMBERED
D.4.2.2.(d)	5 個以下のシングルシーブブロックを備えた ロープ および(または)ステンレスワイヤー製のブームバン グ1セット。可動部のないクリート 1 個およびバン グシステム用クリートの後部に直接ガイドするブ ロック 1 個。	D.4.2.2.(b)	可動部のないクリート 1 個およびバン グシステ ム用クリートの後部に直接ガイドするブロック 1 個。
D.4.2.2. (e) to (n)		D.4.2.2. (c) to (k)	Same rules just numbering has changed
D.4.2.2.(i)	2 本のトラピーズワイヤー用の弾性コード用に 4 個 以下のフェアリーダー (F5.1.2. も記載)	D.4.2.2.(i)	2 本のトラピーズワイヤー用の弾性コード用に 6 個以下のフェアリーダー (F5.1.2. も記載)
D.4.2.3.(d)	スピナーシートを後方に導くために、シュラウド/ シュラウドプレートまたはデッキ上に固定された シュラウドプレートの穴の中心の前方の 100 mm 以内 で 艇の各舷にフック 1 個。	D.4.2.3.(d)	スピナーガイトを後方に導くために、シュラウド/ シュラウドプレートまたはデッキ上に固定され たシュラウドプレートの穴の中心の前方の 100 mm 以内で 艇の各舷にフック 1 個。
D.4.2.3.(e)	スピナーカーをセットしない間スピンハリヤードを 確保する装置が艇の両舷に 1 個ずつ。	D.4.2.3.(e)	スピナーカーをセットしない間スピンハリヤードを 確保する装置。
D.4.2.3.(f)	チューブ状のカバー類 シュラウドの下端 またはその アジャスター およびフォアステイの下端にシートを 動きやすく引っ掛かり防止のためのもの。	D.4.2.3.(f)	チューブ状のカバー類 シュラウドの下端 または そのアジャスター およびフォアステイの下端に シートを動きやすく引っ掛かり防止のためのもの。
D.4.2.3.(j)	センターボード スロットに用いる 任意の材質のシー リング ストリップ 【敷居スベリ状のもの】	D.4.2.3.(j)	センターボード ケーススロットに用いる 任意の 材質のシーリング ストリップ 【敷居スベリ状の もの】
D.4.2.3.(m)	船首頭部上に取り付けたシャックル 1 個、前部デッ キ上の可動部のないクリート 1 個、 クリートの直後 にあるフェアリーダー 1 個 および 1 本のロープ から 成る、ジブタック調整システム	D.4.2.3.(m)	船首頭部上に取り付けたシャックル 1 個、前部 デッキ上の可動部のないクリート 1 個、 クリー トの直後にあるフェアリーダー 1 個 および 1 本 のロープ から成る、ジブタック調整システム
		E.2	製造業者 製造業者は任意である。
E.2.4.(b)	センターボード引下げ用の ロープおよび (または) 弾性コードが 1 組、センターボード ケース頂部の プッシュ 1 個および (または) 可動部分のないク リート 1 個。 クリートの下のくさびは 許される。	E.3.4.(b)	センターボード引下げ用の ロープおよび (また は) 弾性コードが 1 組、センターボード ケース 頂部のフェアリーダー 1 個および (または) 可 動部分のないブロックとクリート 1 個ずつ。 ク リートの下のくさびは 許される。
E.2.5	センターボード調整に使用するコントロールロープ の方向は、規則 E.2.4 に明記されたブロックおよび プッシュによってのみ変えられるものとする。	E.3.5	センターボード調整に使用するコントロール ロープの方向は、規則 E.3.4 に明記されたブロッ クおよびフェアリーダーとブロックによっての み変えられるものとする。

Class Rule Changes

International 420 Class Association

Effective date: 2021-12-01

Status: Approved



CR 2017 V2 20-SEP-17		CR 2022 as approved by GA	
F.2.4.2	メインセール用ハリヤード1本、ジブ用ハリヤード1本およびスピネーカー用ハリヤード1本。スピネーカーハリヤードの端に弾性コードを取り付けてもよい。ハリヤードの方向はクラス規則 F 節に明記されたブロック、シーブまたはフェアリーダーによってのみ変えられるものとする。ただし、メインセールのハリヤードがメインセール頂点のハリヤードシャックルを通り、艇子の力が2：1なるように回るものは除く。	F.2.4.2	ハリヤードの方向はクラス規則 F 節に明記されたブロック、シーブまたはフェアリーダーによってのみ変えられるものとする。ただし、メインセールのハリヤードがメインセール頂点のハリヤードシャックルを通り、艇子の力が2：1なるように回るものは除く。
F.2.4.7	シュラウド2本、フォアステイ1本、トラピーズワイヤー2本はマストにしっかりと取り付けられていること。シュラウド、フォアステイ、トラピーズワイヤーのリギンの点の位置は F.2.7 に書かれた距離であること。(シュラウド、フォアステイ、トラピーズワイヤー高さを参照)	F.2.4.7	シュラウド、フォアステイ、トラピーズワイヤーのリギンの点の位置は F.2.7 に書かれた距離であること。(シュラウド、フォアステイ、トラピーズワイヤー高さを参照)
F.2.4.12	ジブハリヤードに張力をかけるシステムは合計6個以下のシーブから成るブロック2個とクリート1個で構成されていること。このクリートは可動部分があってもよく、2個のブロックの内の1個に固定されること。システムはフックかシャックル経由でジブハリヤードに取り付けられ、もう一方の端はマストまたはマストステップの艀装品に、ワイヤーストラップ、またはシャックルおよびマストの取付具(タング、マスト基部の金具等)で取り付けられていること。マジックボックスのような封入されたシステムは禁止される。	F.2.4.12	F.2.4.12 ☒ジブハリヤードに張力をかけるシステムは合計6個以下のシーブから成るブロック2個とクリート1個で構成されていること。このクリートは可動部分があってもよく、2個のブロックの内の1個に固定されること。システムはフックかシャックル経由でジブハリヤードに取り付けられ、もう一方の端はマストまたはマストステップの艀装品に、ワイヤーストラップ、またはシャックルおよびマストの取付具(タング、マスト基部の金具等)で取り付けられていること。
F.2.4.15	F.2.4.15 ☒プと弾性コードおよびフック1個で作られた、スピネーカー・ポールの引き上げ/引き下し【システム】1個スピネーカーの引き上げ/引き下し【システム】にプラスチックポール2個を装着してもよい。スピネーカー・ポールの引き上げ/引き下し【システム】の調整は次の艀装だけが認められる。フォアステイとシュラウドのリギンポイントより下にあるマスト前側のアイまたはブロック1。☒ストパートナーの高さの付近マスト前側に位置するアイまたはブロック1個またはブッシュ1個。マスト基部にブロック、シーブ2個、またはフェアリーダー2個。(スピネーカー・ポールの引き上げ/引き下しの追加艀装は D.4.2.2(j)の記述を参照。)	F.2.4.15	F.2.4.15 ☒プと弾性コードおよびフック1個で作られた、スピネーカー・ポールの引き上げ/引き下し【システム】1個スピネーカーの引き上げ/引き下し【システム】にプラスチックポール2個を装着してもよい。スピネーカー・ポールの引き上げ/引き下し【システム】の調整は次の艀装だけが認められる。フォアステイとシュラウドのリギンポイントより下にあるマスト前側のアイまたはブロック1。☒ストパートナーの高さの付近マスト前側に位置するアイまたはブロック1個またはフェアリーダー1個。マスト基部にブロック、シーブ2個、またはフェアリーダー2個。(スピネーカー・ポールの引き上げ/引き下しの追加艀装は D.4.2.2(j)の記述を参照。)
F.2.5	下部の点から上部の点の高さ		メインセールのラフマスト距離

CR 2017 V2 20-SEP-17		CR 2022 as approved by GA	
F.5.1.2	両側の直径 2 mm 以上のスチールトラピーズワイヤーは 1 名のみ使用できる。各々のトラピーズ調整装置は最多でハンドル 1 個、シーブ 2 個、リングまたはフック 1 個、弾性コードまたはロープ 1 本、クリート 1 個を備えなければならない。トラピーズワイヤーはハンドルから 500 mm 以内はロープで代用してもよい。2 本のトラピーズは艇に D.4.2.2(i) に述べられた通り、4 個以下のフェアリーダーで繋がっていること。トラピーズワイヤーがスプレッダーをかわす様にするための弾性ロープも認められる。セルフ タッキングトラピーズシステムは認められない。	F.5.1.2	両側の直径 2 mm 以上のスチールトラピーズワイヤーは 1 名のみ使用できる。各々のトラピーズ調整装置は最多でハンドル 1 個、シーブ 2 個、リングまたはフック 1 個、弾性コードまたはロープ 1 本、クリート 1 個を備えなければならない。トラピーズワイヤーはハンドルトップから 500 mm 以内はロープで代用してもよい。2 本のトラピーズはハルに D.4.2.2(i) に述べられた通り、6 個以下のフェアリーダーで繋がっていること。トラピーズワイヤーがスプレッダーをかわす様にするための弾性ロープも認められる。セルフ タッキングトラピーズシステムは認められない。
		F.6.2.(a).(5)	英語版に準じる
		F.6.2.(a).(6)	英語版に準じる
		F.6.2.(a).(7)	英語版に準じる
		F.6.2.(a).(8)	英語版に準じる
		F.6.2.(a).(9)	英語版に準じる

CR 2017 V2 20-SEP-17		CR 2022 as approved by GA	
G.3.2.2	セール本体は全体として同じ織られたプライで成り立っていること。フットに接したパネルは 異った織プライでも良い。プライの繊維はポリエステルであること。1次及び2次補強の許される材質はポリエステル繊維の織プライであること。	G.3.2.2	セール本体は全体として同じ織られたプライで成り立っていること。フットに接したパネルは 異った織プライでも良い。この制限はプライの色には当てはまらない。プライの繊維はポリエステルであること。1次及び2次補強の許される材質はポリエステル繊維の織プライであること。
G.3.2.4	以下のものが認められる： 縫う、接着、タブリング、テープ、ラフおよびフット用ボルトロープ、各々のセール隅にクリングル／アイ1個、固定されたヘッドボード1個、カニンガムアイ1個、カニンガム用ロープ1本、パテンポケット パッチ、パテンポケットのゴム、パテンポケット エンドキャップ 1個 およびトップパテンポケット用の張力装置 1個、クリューのブームスライド1個、テルテール、ICA セールボタン、セールメーカーの商標、2つを超えない窓	G.3.2.4	以下のものが認められる： 縫う、接着、タブリング、テープ、ラフおよびフット用ボルトロープ、各々のセール隅にクリングル／アイ1個、固定されたヘッドボード1個、カニンガムアイ1個、パテンポケット パッチ、艀装に結び付くパテンポケット、パテンポケット エンドキャップ 1個 およびトップパテンポケット用の張力装置 1個、クリューのブームスライド1個、リーチにクリート付きリーチライン、テルテール、ICA セールボタン、セールメーカーの商標、2つを超えない窓
G.4.1.2	セール本体は全体として同じ織られたプライで成り立っていること。プライの繊維はポリエステルであること。プライの繊維はポリエステルであること。1次及び2次補強の許される材質はポリエステル繊維の織プライであること。	G.4.1.2	セール本体は全体として同じ織られたプライで成り立っていること。この制限はプライの色には当てはまらない。プライの繊維はポリエステルであること。1次及び2次補強の許される材質はポリエステル繊維の織プライであること。